委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	
3. 市区町村名	草津市	
4. 届出番号	34	
5. 独自利用事務の事例番号		
	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mynumber/dokuziriyou_todokede.html	

執行機関名 草津市長

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱(平成8年草津市告示第33号)による自動車を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの(ねたきり高齢者等)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第25の項 草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱(平成8年草津市告示第33号)による自動車を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱(平成8年草津市告示第33号)第1 条
(6)事務の趣旨又は目的	及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳 を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共	第1条 市長は、重度身体障害者および <u>ねたきり高齢者等の外出を容易にするため</u> 自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市らくらくケアカー改造費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱(平成8年草津市告示第33号)